

における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費を基準財政需要額に算入するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、給与改定に関する追加財政需要額の計上のあり方、補助金の見直しと地方交付税の充実、ふるさと創生事業に関連する問題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百十四回国会閣法第七〇号）

要旨

本法律案の主な改正内容は、次のとおりである。

一、長期給付に関する事項

1 地方公務員等共済組合法の年金について、平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」実施を修正）から、年金額の算定の基礎となる平均給料月額等の再評価等により、年金額を引き上げる。

2 地方公務員等共済組合法の年金の額を、前年の消費者物価指数の変動率に応じて、政令で定めるところにより改定する。

3 給料の額が政令で定める額を下回る組合員に対する退職共済年金等の一部支給に係る支給割合を三段階から七段階とする（衆議院において「三段階から五段階」の改正規定を修正）。

4 年金の支給回数を、年四回から年六回とする。

二、掛金の標準となる給料の最高限度額及び最低限度額を、それぞれ引き上げるとともに、短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の最高限度額については、健康保険制度における取扱いを勘案して政令で定めるところにより更に引き上げる。

三、地方公務員共済組合連合会について、平成二年四月一日から、新たに公立学校共済組合及び警察共済組合が加入するための所要の措置を講ずる。

四、全国市町村職員共済組合連合会において、当分の間、短期給付につき、地方公共団体等の負担を財源とする新たな財政調整事業を平成二年四月から実施できることとする。

なお、衆議院において、一の一の修正に伴い、平成元年度における物価スライドの特例措置に係る規定を削るほか、施行期日等につき所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取消処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

案は、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付について、平均給料月額等の再評価等により年金額を引き上げる等の改善措置を講ずるとともに、短期給付につき地方公共団体等の負担を財源とする新たな財政調整事業を実施できることとするほか、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合及び警察共済組合が加入するための所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審議を進め、初心運転者期間制度導入の効果、交通安全教育の充実、年金の制度間調整のあり方、財源率の将来見通し等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、道路交通法改正案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方公務員等共済組合法等改正案について、日本共産党を代表して諫山委員より、公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入規定を

削除する旨の修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第七八号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、初心運転者期間制度の新設及び運転免許の取消処分者等に対する講習制度の導入等により初心運転者による交通事故の防止、その他交通の安全を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、初心運転者期間制度の新設

1 普通自動車免許等を受けた者については、免許の種類ごとに、その取得後の一年間を初心運転者期間とし、当該期間中に道路交通法等に違反する行為をし、政令

で定める基準に該当することとなった者に対し、公安委員会は初心運転者講習を行うこととする。

2 公安委員会は、初心運転者講習対象者が初心運転者講習を受けなかった場合、及び初心運転者講習受講後初心運転者期間が経過するまでの間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなった場合は、初心運転者期間経過後に再試験を行うこととする。

3 公安委員会は、再試験の結果、免許を受けた自動車等を安全に運転することができないと認められる者、又は再試験を正当な理由なく受けないと認められる者については、その者の当該免許を取り消さなければならないこととする。

二、運転免許の拒否若しくは取消し又は六月を超える期間の運転の禁止の処分を受けたことがある者は、過去一年以内に公安委員会の行う取消処分者講習を受けていなければ、運転免許試験を受けることができないこととする。

三、公安委員会は、その指定する者に初心運転者講習及び取消処分者講習を行わせることができることとする等所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

四〇ページ参照